

（第70号議案）

中野区保育の実施に関する条例（平成10年中野区条例第15号）新旧対照表

改正案						現行					
第 1 条～第 10 条（略）						第 1 条～第 10 条（略）					
附 則（略）						附 則（略）					
別表第 1(第 4 条関係)						別表第 1(第 4 条関係)					
保育料徴収基準						保育料徴収基準					
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			基準額(月額)			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			基準額(月額)		
階層区分	定義		3 歳未満児の場合	3 歳児の場合	4 歳以上児の場合	階層区分	定義		3 歳未満児の場合	3 歳児の場合	4 歳以上児の場合
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0	円 0	円 0
B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C1～C3		(略)	(略)	(略)	(略)	C1～C3		(略)	(略)	(略)	(略)
D1～D21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	D1～D21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産税額による付加基準表	(略)		(略)			固定資産税額による付加基準表	(略)		(略)		
備考（略）						備考（略）					
別表第 2（略）						別表第 2（略）					

別表第 3(第 5 条関係)

(1) 延長保育料徴収基準(1 時間までの額)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額(月額)		
階層区分	定義	3 歳未満の場 合	3 歳児の場 合	4 歳以上の場 合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	(略)	(略)	(略)	(略)
C1 ～ C3	(略)	(略)	(略)	(略)
D1 ～ D21	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産税額による付加基準表	(略)	(略)		

(2) 延長保育料徴収基準(1 時間を超え 2 時間までの額)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税非課税世帯	0
C	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税課税世帯	4,000
D	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯	4,000

別表第 3(第 5 条関係)

(1) 延長保育料徴収基準(1 時間までの額)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額(月額)		
階層区分	定義	3 歳未満の場 合	3 歳児の場 合	4 歳以上の場 合
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0
B	(略)	(略)	(略)	(略)
C1 ～ C3	(略)	(略)	(略)	(略)
D1 ～ D21	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産税額による付加基準表	(略)	(略)		

(2) 延長保育料徴収基準(1 時間を超え 2 時間までの額)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		基準額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税非課税世帯	0
C	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税課税世帯	4,000
D	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯	4,000

(3) 延長保育料徴収基準(1日単位の利用の額)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		基準額(日額)	
階層 区分	定義	1時間延 長保育の 場合	2時間延 長保育の 場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税課税世帯	500	1,300
D	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯	500	1,300

備考 (略)

附 則この条例は、公布の日から施行する。

(3) 延長保育料徴収基準(1日単位の利用の額)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		基準額(日額)	
階層区 分	定義	1時間延長 保育の場 合	2時間延 長保育の 場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C	A 階層を除き前年分の所得税非課税及び前年度分の市町村民税課税世帯	500	1,300
D	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯	500	1,300

備考 (略)